

**令和7年度eスポーツによる「ふくしま」活性化事業  
業務委託仕様書（案）**

**1 目的**

本委託業務は、若い世代への強い訴求力や誰もが楽しめるeスポーツの特性を活用し、世代や性別等の属性を超えた多種多様な参加者による交流の場を設けることで地域コミュニティの活性化を図ることや、地域課題の解決手段の一つとして有用なeスポーツ事業に取り組んでいる県内自治体自走化していけるようきっかけを提供することを目的とする。

**2 履行期間**

契約締結日から令和8年3月31日まで

**3 委託業務の概要**

(1) eスポーツ体験イベント

県内の催事場等で開かれるイベントにおいて、eスポーツを広く体験できるイベントを開催。あわせて、障がい者施設利用者や外国人学生を招待した交流会など、eスポーツによって多様な交流を図るような企画を実施する。

(2) eスポーツセミナー・マッチング事業

県内の市町村や民間企業主体のeスポーツ事業を推進するため、講師を招いた先進事例の紹介や、eスポーツ事業実施の意向がある市町村とeスポーツに見識のある民間企業とのマッチング機会を提供する。

3(1)の体験イベントと同時開催し、実例を見せながら効果的な参加者の誘導を想定。

(3) eスポーツ交流大会

コミュニケーションツールとしてeスポーツを活用した県内企業などの団体対抗によるeスポーツ交流戦を開催し、参加団体間での新たな交流機会を創出する。

(4) eスポーツ多世代交流会

県内市町村と連携し、実施を希望する市町村の生涯学習事業や祭りなどにあわせて、地域の子どもたちや高齢者を集めたeスポーツによる交流会を開催する。

実施のうち1回は実施市町村間をオンラインでつないだ交流試合を実施すること。

**4 委託業務の内容**

受託者は、以下の内容について企画を自由提案することとし、県や関係団体等と連絡調整を行い、事業を遂行すること。

	(1) eスポーツ体験イベント	(2) eスポーツセミナー・マッチング事業	(3) eスポーツ交流大会	(4) eスポーツ多世代交流会
ア 期間	契約締結日から令和8年2月28日まで			
イ 場所	県内で行われるイベント内にブース出展するなど、多くの参加を見込むことができる方法を受託者が調整すること。	左記の体験会と同時開催するなど適切に参加者を確保し、効果的な事業を実施できる場所を受託者が選定すること。	県内で開催されるイベントとの共催や、単独で展示場等の施設を調整すること。（おおむね400㎡以上）	県が実施市町村を決定し、その後に受託者が実施日時及び場所等を個別調整すること。
ウ 対象	多様な属性の、広くeスポーツに取り組んだ経験がない県民	eスポーツ事業に関心のある市町村や民間企業の担当者	県内の市町村や民間企業、その他団体	実施市町村の地域住民

エ 種目	「グランツーリスモ7」、「ぷよぷよ」、「太鼓の達人」を主たる候補とし、行政機関が扱って差し支えなく、eスポーツの体験を効果的に波及できるタイトルを県と協議し決定すること。			
オ 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者が無料でeスポーツを体験でき、魅力や効果を理解することができる企画を提案すること。</li> <li>・参加者の誘引や運営の円滑化につながるゲストを招待すること。</li> <li>・同時に15人以上が体験できる機器を設置すること。</li> <li>・混雑時の案内や利用時間制限など、円滑な体験ができるよう計画すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例を持つ隣県の担当者や、民間でeスポーツに取り組む関係者等を招待したセミナーを実施。</li> <li>・eスポーツ事業実施の意向がある自治体と、eスポーツに見識のある民間企業とのマッチング機会を設ける。</li> <li>・eスポーツ体験イベントとの同時開催など、参加者を効果的に誘引できる企画とすること。</li> <li>・参加者確保に向けた周知や声掛けを行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1チームおおむね5人以上のeスポーツ交流大会を企画すること。</li> <li>・複数のeスポーツを種目として採用し、並行して実施可能な会場や設備を調整すること。</li> <li>・試合の実況及び解説など、eスポーツへの理解を深める取り組みを実施すること。</li> <li>・地域の飲食店に出店を依頼するなど、参加者の満足度向上や地域活性化に寄与する施策を企画すること。</li> <li>・使用ゲームタイトルの許諾や参加者への事前説明等、事前の調整を徹底すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が決定した実施市町村と調整し、子どもからシニア層まで幅広い地域住民がeスポーツで交流する取り組みを実施すること。</li> <li>・実施市町村と連携し、参加者の確保に努めること。</li> <li>・実施日程は受託者が実施市町村と個別調整すること。</li> <li>・原則事前申込みとし、当日参加も柔軟に対応すること。</li> <li>・同時に10名以上がeスポーツを実施できる機器を設置すること。</li> <li>・概要や事業趣旨、操作方法などを参加者へ簡潔に説明すること。</li> </ul>
カ 参加人数	1000人以上	15名以上	60人以上	500人以上
キ 実施回数	1回以上	1回以上	1回以上	15回以上
ク 周知	イベントへの動員増加に繋がるような情報発信を行うこと。 発信方法は、閲覧数や広告物の作成数など定量的な効果が分かるものを選択すること。			
ケ 効果測定	企画ごとにアンケートの実施などにより、定量的に事業成果を把握すること。 なお、効果測定の方法は県と協議して決定すること。			
コ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲームメーカー、出演者、会場、関係官公署、マスコミ等の関係者に対して、調整の一切を行うこと。</li> <li>・消防等、法的に必要な検査に関して適切に対応すること。</li> <li>・イベントの運営に十分な人員を配置し、来場者など会場内にいる人々の利便性の向上及び安全確保に努めること。</li> <li>・イベントの実施に必要な機器について、予備を含めて適当な数量を準備すること。</li> <li>・実施に当たってのオンライン設備や電源、など、実施に当たっての条件を事前に確認すること。</li> <li>・業務の実施に際し、写真・動画等による記録を行うこととし、甲の求めに応じてその記録を提出すること。なお、イベント当日の記録にあたっては、事前に来場者に対し記録を行う旨及び、甲の他の業務において必要に応じて使用する旨を周知すること。</li> </ul>			

## 5 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

## 6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 7 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) 告知物、動画、写真等作成物のデータ
- (3) その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像等）

## 8 委託業務実施に係る留意事項

- (1) 疑義  
受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者に協議を行うこと。
- (2) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・実施工程表
  - ・業務実施体制図
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (3) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (4) 本委託業務により収集したデータ、写真、文書等及び製作される成果物の著作権は県に帰属するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (6) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

## 9 やむを得ない事象による契約内容の変更について

やむを得ない事象の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする。